

公益財団法人岩手県観光協会就業規程

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この規程は、別に定めるものの他、公益財団法人岩手県観光協会（以下「協会」という。）の職員の就業に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 職員の就業に関しては、この規程に定めるもののほか、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）その他の法令の定めるところによる。
- 3 職員の就業に関しては、この規程に定めのない事項については、岩手県の一般職の職員の例によるものとする。

(職員の定義と適用の範囲)

- 第2条 この規程において「職員」とは、協会に継続して雇用され、常時協会の業務に従事する者であって、理事長が常勤職員として任命した者をいう。
- 2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体から派遣された職員は、本職の身分において規律される地方公務員法及び条例等の適用を受ける事項についてはこの限りではない。また、他の公共的団体から派遣された職員についても、本職の身分において規律される就業規程の適用を受ける事項についてはこの限りでない。
- 3 他へ派遣した職員については、派遣先において規律されている服務規程及び勤務時間に関する規程の適用を除き、この規程を適用するものとする。

第2章 服務

(職務に専念する義務)

- 第3条 全て職員は、協会の事業目的に沿い、その公共的使命を果たすため定款及びこれに基づく諸規程を遵守し、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従い、職務の遂行にあたっては、誠実、親和、協調を旨としてこれに専念し、もって協会の業務の向上発展に努めなければならない。

(職務に専念する義務免除)

- 第3条の2 理事長は、前条の規定にかかわらず、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年岩手県条例第5号）の例により職務に専念する義務を免除することができる。

(機密を守る義務)

- 第4条 職員は、職務上知り得た機密を他に漏らしてはならない。その職を、退いた後も同様とする。

第3章 勤務時間

(勤務時間の基準)

第5条 職員の勤務時間は、1週間につき、38時間45分とする。

(勤務時間の割り振り)

第6条 職員の勤務時間の割り振りは、休日を除き、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日まで、午前8時30分から午後5時15分まで

2 理事長は、業務の都合により特に必要があると認めるときは、前項に掲げる勤務時間の割り振りを1時間以内の範囲において繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(休憩時間)

第7条 前条第1項第1号に掲げる勤務時間中に、正午から1時間の休憩時間を置く。

(勤務時間外等の勤務)

第8条 災害その他避けることができない理由によって臨時の必要がある場合においては、職員に勤務時間を延長して又は休日に勤務を命ずることがある。

(出勤簿)

第9条 職員は、定刻までに出勤し、自ら、直ちに出勤簿に押印しなければならない。

(欠勤、遅刻、早退及び休務)

第10条 職員は、欠勤し、遅刻し、早退し、又は休務しようとするときは、予め上司の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない理由により予め、上司の承認を得ることができないときは、事後速やかに、承認を得なければならない。

2 職員が勤務を要しない日及び休日を除き、引続き6日を超える病気休暇又は特別休暇を申し出る場合は、医師等の証明書又は勤務しない事由を明らかにする書面を提出しなければならない。

(勤務時間中の離席)

第11条 職員は、用務のため勤務時間中に勤務場所を離れようとするときは、理由及び行先等を上司に告げて常にその所在を明らかにしておかななければならない。

第4章 休日及び休暇

(休日)

第12条 休日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(3) 12月29日から同月31日までの日、1月2日及び3日

2 理事長は、勤務の都合により特に必要があると認めるときは、前項に規定する休日を勤務日と振り替えることができる。

(休暇の種類)

第13条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

(年次休暇)

第14条 職員は、業務に支障のない限り毎年1月から12月までの間に分割して、20日を超えない範囲内で年次休暇を受けることができる。ただし、新たに職員となったものの年次休暇については、別表第1のとおりとする。

2 前項に規定する年次有給休暇の未使用分は、翌年に繰り越すことができる。ただし、当該年の年次有給休暇の合計として40日を越えることができない。

(病気休暇)

第15条 病気休暇の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病の場合 その療養に必要と認める期間
- (2) 結核性疾患の場合 1年の範囲内においてその療養に必要と認める期間
- (3) 前2号以外の負傷又は疾病の場合 3箇月（別表第2に定める疾病の場合においては6箇月）の範囲内においてその療養に必要と認める期間

(特別休暇)

第16条 特別休暇の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (2) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間
 - ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき
 - イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき
- (3) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要な期間
- (5) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 必要な期間
- (6) 職員の出産の場合 出産予定日以前6週間（母性保護のため必要がある場合にあっては8週間、多胎妊娠にあっては14週間）目に当たる日から出産の日後8週間を経過するまでの期間
- (7) 生後1年6月に達しない子を育てる職員が、その子の保育のための時間を請求した

場合（男性職員にあっては、その妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が当該子の保育をすることができる場合を除く。） 1日2回それぞれ1時間の期間

- (8) 女子職員が法第68条に規定する休暇を請求した場合 2日の範囲内の期間
 - (9) 父、母、配偶者又は子の祭日の場合 1日の範囲内の期間
 - (10) 忌引の場合 別表第3に定める期間内において必要と認められる連続する日数の範囲内の期間
 - (11) 職員の予防接種又は健康診断の場合（法律又は理事長の定めるところによる場合に限る。） 必要と認める期間
 - (12) 妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 別に定めるところにより必要と認める期間
 - (13) 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度又は当該職員が通勤に自動車等を使用する場合の通勤経路の渋滞の程度が、母体又は胎児の健康維持に影響があると認められる場合 勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内の期間
 - (14) 職員の結婚の場合 岩手県人事委員会が定める期間内における週休日、休日、及び代休日を除く連続する7日の範囲内の期間
 - (15) 妊娠中の女子職員が妊娠に起因する障害（前条第3号に該当するものを除く。）のため勤務することが困難であると認められる場合 10日の範囲内の期間
 - (16) 職員の妻（届出しないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合 出産のため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における3日の範囲内の期間
 - (17) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における、勤務を要しない日及び休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間
 - (18) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - (19) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日の範囲内の期間
- ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地

域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動

ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

エ 国、地方公共団体又は公共的団体等で人事委員会が定めるものが行う事業に係る環境の保全又は文化若しくはスポーツの振興を図るための活動で人事委員会が定めるもの

(20) 妊娠中の女子職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 適宜休息し、又は補食するために必要な時間の範囲内の期間

(21) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(その養育する子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間

(22) 職員の保護する小学校就学の始期に達するまでの者が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の予防接種、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条の健康診断又は母子保健法第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合で、当該職員の介助が必要と認められるとき 必要と認められる期間

(23) 長年にわたって勤務した職員(地方公共団体等から派遣された職員については、派遣元における勤続期間を含む。)が、心身の活力の維持及び増進又は自己研鑽を図るため勤務しないことが相当であると認められた場合 次に掲げる区分に応じ、当該区分ごとに掲げる連続する日数の範囲内の期間

ア 勤続期間が15年に達する日の属する年度の次の年度の4月1日から2年を経過する日までの期間内における休日を除く3日

イ 勤続期間が25年に達する日の属する年度の次の年度の4月1日から2年を経過する日までの期間内における休日を除く5日

(24) 要介護者の介護その他の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間

(25) 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間(母性保護のため必要がある場合にあつては8週間、多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(妻の子を含む。)を養育する職

員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(26) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の岩手県人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

（介護休暇）

第17条 介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母、その他別表第4で定める者で負傷、疾病、又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額する。

4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ始業の時刻から連続し又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

（年次休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等）

第17条の2 年次休暇、病気休暇及び特別休暇（第16条第6号の休暇を除く。）を請求しようとする場合は、予め休暇処理票により理事長に申し出なければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由により予め申し出ることができなかった場合には、事後において速やかに理事長に申し出なければならない。

（介護休暇の請求）

第17条の3 職員が介護休暇を受けようとする場合は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日から起算して1週間前の日まで、介護休暇処理票により理事長に請求しなければならない。

2 前項の場合において、第17条第2項の介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

（証明書類の提出）

第17条の4 理事長は、病気休暇、特別休暇及び介護休暇の事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

第5章 出張

（出張の手続）

第18条 職員が業務のため出張しようとするときは、所定の旅行命令書に用務の内容、日

程及び出張先を記載して上司の承認を得なければならない。

(復命)

第19条 職員は、出張を命ぜられ、当該用務を終えて帰社したときは、速やかに重要事項については文書で理事長に、その他の事項については、口頭で上司に復命しなければならない。

2 職員は、前項の理事長に対する文書には、用務の内容を詳細に記載し、関係資料を添えなければならない。

(出張旅費)

第20条 職員の旅費については、別に定めるところによる。

第6章 採用

(採用)

第21条 職員の採用は、選考又は競争試験によるものとする。

2 職員になろうとするものは、次の各号に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 自筆による履歴書
- (2) 健康診断書
- (3) 卒業証明書又は卒業見込証明書
- (4) 学業成績証明書
- (5) 戸籍抄本
- (6) 写真(最近3箇月以内に撮影したもの。)
- (7) その他理事長が必要と認める書類

(採用者の提出書類)

第22条 新たに職員となった者は、次の各号に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第1号)
 - (2) 身元引受書(様式第2号)
 - (3) 住民票
 - (4) 扶養家族届
 - (5) 厚生年金被保険者証
 - (6) その他理事長が必要と認める書類
- 2 前項第2号に掲げる身元引受書には、公民権を有し、かつ、信用のある者で理事長が適当と認める保証人2人が連署し、それぞれの印鑑証明書を添えなければならない。
- 3 職員は第1項第2号から第6号までに掲げる書類の記載事項に変動が生じた場合は、その都度、速やかに、その旨を理事長に届け出なければならない。

(条件付採用)

第23条 臨時的採用又は非常勤職員の採用を除き、職員の採用は、全て条件付のものとし、その職員が、その職において6箇月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したとき正式採用になるものとする。

第7章 育児休業

(育児休業及び育児短時間勤務)

第23条の2 職員のうち必要あるものは、理事長に申し出て育児休業をし、又は育児短時間勤務の適用を受けることができる。

第8章 休職

(休職)

第24条 職員が次の各号の一に該当する場合において、これを休職とすることができる。

- (1) 公傷病のため、その療養に必要な期間をこえて長期の療養を要する場合
- (2) 私傷病(第3号及び第4号に係るものを除く。)のため、3箇月以上にわたって、長期の療養を要する場合
- (3) 結核性疾患のため、1年以上にわたって長期の療養を要する場合
- (4) 成人病、精神病その他の疾病で、理事長の認める疾病の場合は、6箇月以上にわたって、長期の療養を要する場合
- (5) 刑事事件に関し起訴された場合
- (6) 学校、研究所その他これに準ずる公共的施設においてその職員の職務に関連あると認められる研究又は事業に従事する場合
- (7) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(休職期間)

第24条の2 前条第1号から第4号の規定に該当する場合における休職期間は、休養を要する程度に応じ、前条第6号及び第7号の規定に該当する休職期間は、必要に応じ、いずれも3年を越えない範囲内において、それぞれ個々について、理事長が定める。

2 前項の規定により定めた休職期間が3年に満たない場合には、その休職発令の日から引き続き3年を越えない範囲において、これを更新することができる。

3 前条第5号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

(復職)

第25条 休職期間中であっても、休職の理由が消滅したと認められるときは、復職を命ずることがある。

2 休職者は、休職の理由が消滅したときは、復職を申し出ることができる。ただし、前条第1号から第4号までの一に該当して休職された職員が復職を希望するときは、医師の診断書を添えなければならない。

(休職の期間の勤務年数への不算入)

第26条 休職の期間は、勤務年数に算入しない。

第9章 退職、解雇及び退職手当

(退職)

第27条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これを退職させることができる。

(1) 退職を希望した場合

(2) 満65歳に達した日以後における最初の3月31日に達した場合

(解雇)

第28条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これを解雇することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 職制の改廃その他業務上やむを得ない事情の生じた場合

(4) 休職期間満了後復職を命ぜられなかった場合

(5) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(退職手当)

第29条 職員が退職し、又は死亡した場合には、別に定めるところにより、本人又は遺族に退職手当を支給する。ただし、第42条の規定による解雇の場合には支給しない。

第10章 安全衛生及び災害補償

(危害の防止)

第30条 協会は、施設、設備等による職員の災害又は病気の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(危害防止事項の遵守義務)

第31条 職員は、危害防止のために必要な事項を遵守しなければならない。

(災害発生時の措置)

第32条 職員は、火災その他緊急事態の発生を発見し、又事故を起こしたときは、臨時的処置をとるとともに、速やかに、関係者に通報し、かつ、上司に報告しなければならない。

(健康診断)

第33条 職員について、毎年1回以上健康診断を定期的に行うほか、理事長が必要と認めたと

きに職員の全部又は一部について健康診断を臨時に行う。

(療養補償)

第34条 職員が業務上負傷し、又は疾病にかかったときは、協会は、法第75条の定めるところにより、療養補償を行う。

(障害補償)

第35条 職員が業務上負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき身体に障害が存するときは、協会は、法第77条の定めるところにより傷害補償を行う。

(遺族補償)

第36条 職員が業務上死亡したときは、協会は、遺族又は職員の死亡当時その収入によって生計を維持した者に対して、法第79条の定めるところにより、遺族補償を行う。

2 前項の場合、葬祭を行う者に対して、法第80条の定めるところにより、葬祭料を支払う。

(障害補償の例外)

第37条 職員が、故意又は重大な過失によって業務上負傷し、又は疾病にかかり、かつ、協会がその故意又は過失について行政官庁の認定を受けた場合においては、障害補償を行わないことがある。

(打切補償)

第38条 第34条の規定によって補償を受ける職員が、療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治らない場合においては、協会は、法第81条の定めるところにより打切補償を行い、その後は補償を行わないことがある。

(保険給付との関係)

第39条 本条の規定により補償を受くべき職員が、同一の事由について労働者災害補償保険法の保険給付を受けるときは、その額の限度において本章の規定の補償は行わない。

第11章 賞罰

(表彰)

第40条 職員が次の各号の一に該当するときは、これを表彰する。

- (1) 25年以上勤務し、職務に誠実で特に他の模範と認められるとき
- (2) 協会の業務遂行上特に功労があったとき
- (3) 災害を未然に防止し、又は非常の際に功労があったとき
- (4) 前各号に掲げるほか、特に表彰の要ありと認められたとき

(表彰の方法)

第41条 表彰は、表彰状を授与し、合わせて記念品又は賞金を授与して行う。

(懲戒処分)

第42条 職員が法令、定款その他協会の諸規程に違反し、又は協会の体面を汚す行為をし

た場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は解雇の処分をすることがある。

(懲戒処分の方法)

第43条 前条の処分は、次の方法により行う。

- (1) 戒告 訓戒したうえ、始末書を提出せしめる
- (2) 減給 1日以上6箇月以下の期間、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額の10分の1以下を減ずるものとする
- (3) 停職 1日以上6箇月以下、その職を保有せしめる職務に従事させない。停職期間はいかなる給与も支給しない
- (4) 解雇 解雇処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行う

第12章 給与

(給与)

第44条 職員の給与は、別に定める給与規程により支給する。

(補則)

第45条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

財団法人岩手県観光開発公社就業規則（昭和42年6月8日施行）は、廃止する。

附 則（昭和58年4月1日一部改正）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月20日一部改正）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月23日一部改正）

1. この規則は、昭和63年4月1日から施行する。
2. 第5条の2の規定は、岩手県の「職員の勤務時間、休日及び有給休暇に関する条例の一部を改正する条例」（昭和63年3月22日条例第6号）の施行の日から適用する。

附 則（平成5年3月23日一部改正）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月14日一部改正）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月26日一部改正）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日一部改正）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月16日一部改正）

1. この規程は、平成17年4月1日から施行する。
2. この規程の施行の日において第16条第23号ア及びイに規定する勤続年数を既に経過している職員については、平成18年3月31日までの間に限り下記により当該休暇を取得することができる。
 - (1) 勤続年数が16年を超え24年までの職員 休日を除く3日
 - (2) 勤続年数が26年を超えている職員 休日を除く5日

附 則（平成19年3月28日一部改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日一部改正）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日一部改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。（平成24年3月27日理事会議決）

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。（平成25年3月15日理事会議決）

附 則

この規程は、平成26年5月21日から施行する。（平成26年5月21日理事会議決）

附 則

この規程は、平成30年3月20日から施行する。（平成30年3月20日理事会議決）

附 則

この規程は、令和4年3月23日から施行する。（令和4年3月23日理事会議決）

附 則（令和5年3月20日理事会議決）

1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。
2. 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における職員に対する第27条第1項第2号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同号中「65歳」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳

3. 前項の規定の適用を受けて退職した職員が引き続き勤務を希望する場合は、1年更新で満65歳まで再雇用する。

別表第1（第14条1項関係）

新たに職員となったものの年次休暇数

採用された月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

別表第2（第15条第3号関係）

理事長が療養を特に必要と認める疾病

(1) 高血圧症（脳卒中を含む。）動脈硬化性心臓病、悪性新生物による疾病及びその他の慢性疾患で理事長が特に必要と認めるもの
(2) 精神疾患で理事長が特に必要と認めるもの

別表第3（第16条第10号関係）

忌引日数表

親族	日数
配偶者（届出しないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	10日
父母	7日
子	7日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の継承を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の継承を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	7日
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

備考 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。

別表第4（第17条関係）

1 祖父母、孫及び兄弟姉妹
2 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で次に掲げる者とする。
(1) 父母の配偶者
(2) 配偶者の父母の配偶者
(3) 子の配偶者
(4) 配偶者の子

様式第1号

誓 約 書

今般、公益財団法人岩手県観光協会の職員として採用されましたことにつきましては、協会の職員としての自覚のもとに協会の定款をはじめ諸規程を遵守し、協会の業務の進展に努めますことを誓約いたします。

年 月 日

住 所
氏 名

㊦

公益財団法人岩手県観光協会

理事長

殿

様式第2号

身 元 引 受 書

職氏名

上記の者、貴公益財団法人岩手県観光協会に採用されましたので、誓約書のとおり厳守させることはもちろん、本人の不都合な行為により貴協会に損害を及ぼしたるときは、本人と連帯してその責任を負います。

年 月 日

保 証 人

住 所
氏 名

㊦

住 所
氏 名

㊦

公益財団法人岩手県観光協会

理事長

殿